

議案第 3 2 号

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 1 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、ただし書を削り、同表備考 2 中「この表に 1 世帯当たり 3 5 6 円」を「し尿手数料の額に、1 世帯当たり 3 3 0 円に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。